

# いしかわ子ども総合条例施行規則

平成十九年石川県規則第九号  
公布 平成十九年三月二十二日  
施行 平成十九年四月一日（一部規定除く。）

## （趣旨）

第一条 この規則は、いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号。以下本則において「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

## （有害興行の揭示）

第二条 条例第四十一条第六項の規定による揭示の様式は、別記様式第一号によらなければならない。

## （有害図書等とする図書等）

第三条 条例第四十二条第二項第一号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- （一） 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな態度で、次のいずれかに該当するもの
  - イ 大たい部を開いた姿態
  - ロ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示した姿態
  - ハ 異性間又は同性間の愛ぶの姿態
  - ニ 自慰の姿態
  - ホ 排せつの姿態
  - ヘ 緊縛の姿態
- （二） 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの
  - イ 性交又はこれを連想させる行為
  - ロ 強かん、輪かん等のりよつ辱行為
  - ハ 同性間の行為
  - ニ し虐的等の変態性欲に基づく行為

2 条例第四十二条第二項第二号の規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

## （有害図書等の陳列の制限等）

第四条 条例第四十三条第一項の規定による有害図書等の陳列は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- （一） 有害図書等を間仕切り等によつて仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- （二） 有害図書等を有害図書等から十センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下こ

の号において同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。

（三） 有害図書等を有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた位置にある棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。

（四） 有害図書等を床面から百五十センチメートル以上の高さの位置にその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。

（五） 有害図書等を図書等取扱業者又はその従業者が常駐する場所から半径五メートル以内の位置にある店舗内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列すること。

2 条例第四十三条第二項の規定による有害図書等の陳列は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- （一） 有害図書等を個別にビニールで包装すること。
- （二） 有害図書等に個別にひもを掛けること。
- （三） 前二号に掲げるもののほか、有害図書等を容易に閲覧することができない状態にすること。

3 条例第四十三条第三項の規定による揭示の様式は、別記様式第二号によらなければならない。

（有害がん具等とする物品）

第五条 条例第四十五条第二項の規則で定める形状、構造又は機能をもつものは、次のいずれかに該当する物品とする。

- （一） 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの
  - （二） 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
  - （三） 全裸又は半裸の人形（膨張させることにより人形となるものを含む。）
- （自動販売機等による販売又は貸付けの届出）
- 第六条 条例第四十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- （一） 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - （二） 自動販売機等管理者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - （三） 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - （四） 自動販売機等の設置場所
  - （五） 自動販売機等による図書等の販売又は貸付けの予定年月日

2 条例第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第三号

による届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（一） 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）

（二） 自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）及び自動販売機等管理者が自動販売機等の管理について委任を受けたことを証する書類

（三） 自動販売機等の設置場所付近の見取図

（四） 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書類

3 条例第四十六条第四項の規定による変更の届出は、別記様式第四号による届出書に変更の事実を証する書類を添えて行わなければならない。

4 条例第四十六条第四項の規定による廃止の届出は、別記様式第五号による届出書により行わなければならない。

（自動販売機等による販売又は貸付けの届出済証）

第七条 条例第四十七条第一項の届出済証の様式は、別記様式第六号によるものとする。

2 条例第四十七条第三項の届出済証の再交付の申請は、別記様式第七号による申請書により行わなければならない。

（深夜における興行場等への入場制限）

第八条 条例第五十六条第一項の設備を設けて客に遊技を行わせる営業で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （一） 設備を設けて客に専用装置による伴奏音楽等に合わせる歌唱を行わせるもの（個室において行わせるものに限る。）
  - （二） 設備を設けて客に図書等の閲覧、視聴若しくは聴取又はインターネットの利用を行わせるもの（図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館において行わせるものを除く。）
  - （三） ゲームセンター、ピリヤード場、ボウリング場その他これらに類する遊技場又は運動施設において客に遊技又は運動を行わせるもの
- 2 条例第五十六条第二項の規定による揭示の様式は、別記様式第八号によらなければならない。
- （証明書の様式）
- 第九条 条例第五十七条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第九号によるものとする。
- （推奨等の届出）
- 第十条 条例第五十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- （一） 届出をしようとする者の住所、氏名及び職業
  - （二） 届出の対象とする興行、図書等、広告物又はがん具等の

- 名称及び申出の種類（推奨、指定又は命令の種別及び命令にあつては、その内容）
- (三) 申出の対象とする興行又は図書等若しくはがん具等の販売、頒布若しくは貸付け若しくは広告物の表示若しくは頒布を行う場所
- (四) 申出の理由

- 15 知事は、前項の規定により賠償額を決定したときは、別記様式第十八号により、雇用主等にその旨を通知するものとする。
- (地域子育て支援計画の認定)
- 第十二条 事業者その他の団体は、条例第七十条第一項の規定により地域子育て支援計画の認定を受けようとするときは、別記様式第十九号による申請書に、地域社会において子育てをする家庭を支援するための取組について、その目標、内容及び実施時期並びにこれに参加する者を記載した計画書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請に係る計画が、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成、環境の整備等に資するものであることその他の知事が別に定める基準に該当するものと認めるときは、同項の認定をするものとする。

第十一条 条例第六十六条第一項の特に自立を支援することが必要であると認めるときは、次のいずれにも該当する場合とする。

8 被保証者は、保証の期間中、かつ、自立計画を策定した日（当該自立計画の見直しを行った場合にあつては、当該見直しを行った日）から一年以内に、自立計画を策定した入所施設の長若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長と相談の上、自立計画の見直しを行い、当該見直し後の自立計画を速やかに知事に提出しなければならない。

- (一) 条例第六十五条第一項の自立計画（同項に規定する入所等児童以外の者であつて父母又は父母の一方が死亡し、又はその所在が明らかでないものにあつては、これに準じて自ら作成し、その者の住所地を管轄する児童相談所の長の認定を受けたものを含む。以下「自立計画」という。）を策定している場合
- (二) 保護者、親族その他の者が保証人となることができない特別な事情があると認められる場合
- (三) 前二号に掲げる場合のほか、生活の困窮その他の自立を妨げる特別な事情があると認められる場合

9 被保証者は、保証契約の更新を受けようとするときは、保証の期間が満了する日の一月前までに別記様式第十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類にあつては、やむを得ない事情により添えることができないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 条例第六十六条第一項第一号の規則で定めるものは、同号の保証を受けた者（以下「被保証者」という。）が同号に規定する雇用主等（以下この条において「雇用主等」という。）に対し与えた財産上の損害（住宅の賃借又は教育を受けることへの対価に関する債務の不履行によるものを除く。）であつて故意又は重大な過失によるものとする。

10 知事は、前項の規定による申請に係る保証契約の更新を承諾したときは、別記様式第十六号により被保証者にその旨を通知するものとする。

- 3 条例第六十六条第一項の保証（以下単に「保証」という。）を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別記様式第十号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類にあつては、やむを得ない事情により添えることができないと認められる場合は、この限りでない。
- (一) 自立計画の写し
- (二) 自立計画を策定した入所施設の長若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長の保証に関する意見書
- (三) 就職が内定したことを証する書類（申請者が就職しようとする場合に限る。）
- (四) 学校の入学試験に合格したことを証する書類（申請者が就学しようとする場合に限る。）
- (五) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

11 第五項から第七項までの規定は、保証契約を更新する場合について準用する。

- 4 知事は、前項の規定による申請に係る保証を承諾したときは別記様式第一一号により申請者にその旨を通知するものとする。
- 5 雇用主等は、知事と保証に係る契約（以下「保証契約」という。）を締結しようとするときは、別記様式第十二号による申込書を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の申込書の提出があつたときは、雇用主等と別記様式第十三号（その一）から別記様式第十三号（その三）までによる保証契約書を作成するものとする。
- 7 知事は、保証契約を締結したときは、別記様式第十四号により、当該保証契約書の写しを添えて被保証者にその旨を通知するものとする。
- 8 被保証者は、保証の期間中、かつ、自立計画を策定した日（当該自立計画の見直しを行った場合にあつては、当該見直しを行った日）から一年以内に、自立計画を策定した入所施設の長若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長と相談の上、自立計画の見直しを行い、当該見直し後の自立計画を速やかに知事に提出しなければならない。
- 9 被保証者は、保証契約の更新を受けようとするときは、保証の期間が満了する日の一月前までに別記様式第十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類にあつては、やむを得ない事情により添えることができないと認められる場合は、この限りでない。
- (一) 自立計画（前項の規定により当該自立計画の見直しを行った場合にあつては、当該見直し後の自立計画、次号において同じ。）の写し
- (二) 自立計画を策定した入所施設の長若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長の保証契約の更新に関する意見書
- (三) 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

12 被保証者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (一) 氏名又は住所を変更したとき。
- (二) 雇用契約を終了し、若しくは就職先を解雇されたとき、又は職務内容若しくは勤務地が変更されたとき。
- (三) 住宅の賃貸借契約を終了し、又は解除されたとき。
- (四) 学校を退学し、又は除籍されたとき。

13 雇用主等は、第二項に規定する損害の賠償を請求しようとするときは、別記様式第十七号による請求書を知事に提出しなければならない。

- 14 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、賠償額を決定するものとする。

15 知事は、前項の規定により賠償額を決定したときは、別記様式第十八号により、雇用主等にその旨を通知するものとする。

第十四条 条例第八十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十二号によるものとする。

第十五条 施行期日

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び第二項並びに第八条第一項第二号及び第三号の規定は、同年七月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石川県遺児等の身元保証に関する条例施行規則及び石川県青少年健全育成条例施行規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(一) 石川県遺児等の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年石川県規則第五十五号)

(二) 石川県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十四年石川県規則第十号)

(石川県立保育専門学園学則の一部改正)

4 石川県立保育専門学園学則(昭和四十三年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、園長が特別な事情があると認める者については、保証人の連署を要しないものとする。

(石川県立総合看護専門学校学則の一部改正)

5 石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、学校長が特別な事情があると認める者については、保証人の連署を要しないものとする。